

# 一般社団法人産業ソーシャルワーカー協会会員規約

## 第1条 (目的)

この規約は、一般社団法人産業ソーシャルワーカー協会(以下、「当協会」という。)の会員に関し、必要事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (会員)

当協会定款(以下、「定款」という。)第3条に定める当協会の目的に賛同し、第3条の入会手続きを経て、承認されたものを「会員」とする。

## 第3条 (入会)

研修料金の支払いをもって会員とする。

入会希望者は、当協会ホームページの『研修・検定申込フォーム』に所定事項を記入・送信の上、『研修』を申し込むことができる。

支払い期日までに入金した後の審査を経て、会員番号が付与され、申し込みが成立する。

## 第4条 (不承認の基準)

次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- 1.当協会の目的に賛同していないとき。
- 2.過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- 3.入会申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき。
- 4.入会希望者の業務が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると代表理事が判断したとき。
- 5.その他、代表理事が会員として不相当と認めたとき。

## 第5条 (会員の権利)

会員は、当協会の活動に参加する権利および特典を有する。

## 第6条 (退会、資格喪失及び除名)

会員の退会、資格喪失及び除名については、以下の定めとなる。

- 1.退会の申込みは、ホームページのお問合せフォームより受付け、事務局からの受領のメール返答をもって成立する。
- 2.退会、除名、会員資格を喪失した場合、支払済の料金は返還しない。
- 3.退会、除名、会員資格を喪失した時点で、それまでの未払い金を請求する。

## 第7条 (再入会)

過去に除名処分を受けた者については、原則として再入会を認めない。

## 第8条 (会員資格の継続)

毎年2月末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる意思を有するものとみなす。

## 第9条 (料金未払者への督促)

第3条に基づく支払い期限までに料金を支払しない会員に対しては、速やかに督促を行うものとする。

## 第10条 (料金未払者に対する取扱い)

前条に基づき未払料金を督促したにも関わらず、『延長された支払い期限』までに料金が支払されない会員については、延長された期限の翌日より会員の権利を停止する。

## 第11条 (会員名簿)

当協会は、会員の氏名、所属及び住所、メールアドレスを、管理責任者を設けセキュリティを徹底した電磁的記録に作成して保管する。

1. 会員名簿は、当協会の会員サービス等の目的に限って使用するものとする。
2. 会員は、前項の情報に変更があった場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。

## 第12条 (著作権)

当協会によって提供される情報の著作権は当協会に帰属する。

1. 当協会によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

## 第13条 (免責および損害賠償)

会員は当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断に利用の採否・方法を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとする。

1. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。
2. 会員が、本規約およびその他法令等の違反する行為によって、当協会に損害を与えた場合には、当協会は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

## 第14条 (本会員規約の追加・変更)

本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、常務理事の決議および代表理事の承認により定めるものとする。

1. 当協会は、本規約の全部または一部を変更することができる。
2. 変更された本規約は、当協会のホームページ上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。

## 細則

- 1.配信については以下の通りとする。
  - ・研修（1級メール技能を含む）及び検定の配信は月一回1日に行う。
- 2.研修配信から受検への最短期間については以下の通りとする。
  - ・1級 3ヶ月
  - ・2級 2ヶ月
  - ・3級 1ヶ月
- 3.研修配信から受検への最長期間については以下の通りとする。
  - ・1級 無期限
  - ・2級 1年
  - ・3級 1年

## 附則

上記規約は2020年10月1日 の施行を目指し、2020年9月1日から次の移行を含めて対応していくものとする

- 1、2020年10月1日より研修料金の支払いをもって初めて会員とする。

2020年10月1日  
産業ソーシャルワーカー協会  
代表理事 皆月みゆき